

高校生のいる世帯に対する

しゅうがくきゅうふきん

修学給付金のご案内

— 武蔵野市高等学校等修学給付金制度 —

「修学給付金」とは、高校生のいる世帯に対し、教育に係る負担の軽減を図るために給付金を支給する武蔵野市独自の制度です(所得制限があります)。毎年度申請が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方がいる場合は、失業を踏まえて審査を行うことが可能です。あらかじめ修学給付金担当(0422-60-1900)までご相談ください。

① 受給対象となる世帯 次の(1)～(5)のすべてに該当する世帯が対象です。

(1) 高等学校等に在学する生徒がいる世帯

(2) 保護者等が武蔵野市に在住し、住民票で確認できること

※保護者の一方が、単身赴任等により国内の他区市に居住している場合も申請可とします(国外は税額が確認できないため不可)。

(3) 保護者全員の令和3年度市民税・都民税所得割額(裏面参照)の合計が
1円以上～20万円未満であること (注意:0円(非課税)は対象外)

(4) 申請日現在、生活保護を受給していないこと

(5) 東京都奨学給付金、都立高等学校等被災生徒支援給付金など同種の給付金を受給していないこと(東京都・国の授業料助成の受給は可)

※高等学校等とは…高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、高等専門学校(1-3学年)、専修学校(高等課程)
※保護者等とは…生徒の父母など親権者。親権者がいない場合は未成年後見人など。
※4人家族の場合、約270～500万円程度の収入であることが対象の目安です。
※所得割額0円(非課税)の世帯、生活保護受給中の世帯は、「東京都奨学給付金」が受給できるため、この制度の対象外です(裏面参照)。

対象外	↓ 所得割額 ↓ 20万円以上の世帯
対象となります (4人家族の場合) 約270～500万円の収入(目安)	1円以上～ 20万円未満の世帯
対象外	非課税(0円)の世帯

② 給付額 生徒一人につき **50,000** 円(年額)

③ 受付期間 **令和3年7月1日(木)～9月15日(水)** 午後5時必着

令和3年8月下旬より、順次、決定通知書の送付及び給付金の支給を実施します。

④ 申請に必要な書類 次の(1)・(2)の2点の書類を提出してください。

(1) 高等学校等修学給付金支給申請書兼請求書

(2) 在学証明書(原則、令和3年7月1日以降の発行日のもの。原本。) ※在学する学校にて取得してください

《注意事項》

- ・令和2年中に収入のなかった方も市民税・都民税の申告を必ず済ませてから申請をしてください。
- ・令和3年1月2日以降の転入者については、前住所地で令和3年度課税証明書(名称異なる場合有り)を保護者全員分取得し、添付してください。保護者の一方が他区市に居住している場合も、居住地で課税証明書を取得のうえ、添付してください。

⑤ 提出方法 郵送 又は 直接持参 ✕ 市政センターでは受付できません

郵送提出: 〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号 教育支援課 修学給付金担当宛
直接提出: 武蔵野市役所 南棟5階 教育支援課(8:30～17:00 土日祝除く)

武蔵野市教育委員会 教育支援課 修学給付金担当(市役所南棟5階)

電話: 0422(60)1900

〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号

よくある質問

質問1

なぜ、市民税・都民税所得割額が0円(非課税)または生活保護受給世帯が支給対象外なのでしょうか？

回答

同種の給付金である『しょうがくきゅうふきん東京都奨学給付金』の支給対象となるためです。

詳しくは、下記の問い合わせ先にご確認ください。

私立校…東京都私学就学支援金センター(電話:03-5206-7925)

都立校…在学している高等学校等の経営企画室へ

都立以外の国公立校…東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課(電話:03-5320-6744)

質問2

市民税・都民税所得割額はどのように確認できますか？

回答

市民税・都民税所得割額は、「課税証明書」にて確認できますが、証明の取得は有料となります。「課税証明書」を取得せずに所得割額をお知りになりたい場合は、下記の方法にてご確認ください。

また、お電話による照会には回答できませんのでご了承ください。

対象になるか不明な場合でも、申請をしていただくことは可能です。審査のうえ、結果を送付いたします。

会社勤めの方の場合(市民税等が給与天引きされる方)

『令和3年度市民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書』にて目安を確認できます。(5月中旬頃会社から送付される書類です)

市民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	30,000円
	均等割額⑦	
都民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	20,000円
	均等割額⑦	

所得割額合計
50,000円

【共通する注意事項】

住宅借入金等特別税控除(住宅ローン控除)、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除(ふるさと納税による控除等)により控除された額がある場合は、控除された額を左記の額に足した金額で判定します。

※ただし、所得割額が非課税であり、東京都奨学給付金の対象となる世帯については、修学給付金の対象外となります(控除額を足し戻す算定はしません)。

自営業などの方の場合(市民税等が給与天引きされない方)

『令和3年度市民税・都民税 税額決定・納税通知書』にて目安を確認できます。(6月上旬頃に市から送付される書類です)

税額の計算	市民税	都民税
算出所得割額※1	円	円
調整控除額	a 円	a 円
税額控除額(外税、配当控除)	b 円	b 円
	c 円	c 円
	d 円	d 円
	e 円	e 円
	f 円	f 円
	円	円
配当割額、株式等譲渡所得割額	円	円
所得割額※2	20,000 円	10,000 円

所得割額合計
30,000円

【注意事項など】

- ・保護者全員の市民税・都民税所得割額の合計額で判定します。
- ・前年に収入のなかった方も、市民税・都民税の税申告を必ず済ませてください。